

平成 22 年度

第 1 回新潟市清掃審議会

会 議 録

平成 22 年 10 月 15 日（金）午前 10 時 00 分開会

会場 新潟市役所本館 6 階第 4 委員会室

平成 22 年度 第 1 回新潟市清掃審議会 議事概要

日時 平成 22 年 10 月 15 日（金）

午後 10 時 00 分から

会場 新潟市役所第 4 委員会室

出席委員 菊野委員、菅原委員、松原委員、伊藤委員、熊田委員、小松委員、
坂田委員、高野委員、武田委員、藤井委員、山下委員
欠席委員 小林委員、椎谷委員、竹林委員、内藤委員
事務局 泉環境部長、高井廃棄物政策課長、瀧澤廃棄物対策課長、
伊深廃棄物施設課長 ほか

1 開 会

佐藤廃棄物政策課長補佐 （開会挨拶）

2 資料の確認等

佐藤廃棄物政策課長補佐 （資料の確認等）

3 環境部長挨拶

泉環境部長 本日は御多忙のところ、新潟市清掃審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。今回の清掃審議会につきましては後ほど事務局からご説明申し上げますが、現ごみ手数料の改定期を来年度に迎えるということとこれにつきまして、ご審議をお願いしたいということでございます。また新ごみ減量制度、昨年度もお話させていただきましたが、そのスタートから 2 年が経過しております。その経過を踏まえまして、今後はごみ量による推移など実施状況を分析したうえで、将来にわたって減量と資源化の促進を継続していくためにはどうしたらいいのかというごみ政策のあり方についても再検討が必要な時期にきているということでございます。従いまして本日の審議にはなりません。今後の予定といたしましては新たなごみ処理基本計画の策定ということも控えており、それにつきまして皆様方のご意見を頂戴したいと考えております。廃棄物からみたところの高齢社会の対応と市民ニーズについて皆様方とともに考えて参りたいと思っておりますので、今後ともどうかよろしくお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

4 会議の成立

佐藤廃棄物政策課長補佐 （11 名の委員出席により会議成立の報告）

5 諮問「ごみを施設等に搬入した場合の処理手数料の改定について」

佐藤廃棄物政策課長補佐 まず、会議次第（1）の、「諮問 ごみを施設等に搬入した場合の処理手数料の改定について」 菅原会長に諮問書をお渡しいたします。なお、本日 市長は他の公務により都合がつかみませんので、泉環境部長が

代理として会長に諮問書をお渡しします。

泉環境部長 「ごみを施設等に搬入した場合の処理手数料の改定」について諮問させていただきますので、よろしくご審議のうえ答申賜りますようお願いいたします。

5 議 事

菅原会長 それでは諮問を受けた内容について審議させていただきます。現在の新潟市ごみ減量化状況について事務局から説明をお願いいたします。

高井廃棄物政策課長 （資料 1-1～資料 1-4の説明）

菅原会長 諮問内容の審議に入りますが、ただいまの説明に質問やご意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。新制度が導入されてかなり家庭系ごみ量が減少し、地区相対若干の差はありますが。それでは諮問内容の説明について事務局をお願いします。

高井廃棄物政策課長 （資料 2-1～資料 2-3の説明）

菅原会長 ありがとうございます。ただいまの説明にご質問やご意見はございますでしょうか。基本的な考えとしましては処分にかかる費用、コストに見合うものであるということで、H21年度の費用を合併地域も含め全体で計算いたしますと、今までの130円と同じとなり、現状維持で良いのではないかとというのが事務局の提案です。

将来的には焼却施設の更新ということもございますので、3年後にはそのコストが増えるということで、今の考え方に見合った計算ということになりますと、かなりの値上がりということもあります。そのような状況の説明がございましたけれども何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

菅原会長 私のほうから質問させていただきたいのですが、この比較（資料 2-3）などを見ますと特に県内の価格設定が相当ばらばらついているようです。上越や妙高は新潟市よりも高く、長岡はかなり低く設定されています。そのあたりについて詳しくご説明いただければと思うのですが。

高井廃棄物政策課長 各都市で計算の仕方はいろいろあるかと思います。新潟市の場合、先ほど説明の通りに処理にかかる原価相当額でやっているわけですが、都市によっては中小企業育成のために若干額を落としたりということもありますし、逆にリサイクル・資源化を進めようということで料金を高めに設定している所もあるということで、その都市の実情に応じて決められているのだと思っています。上越市は妙高と隣接していますし、処理を一部事務組合でやっているということもあって同じ料金体系になっているのかなということです。近隣の市町村とだいたい横並びになる傾向はあると思います。どうしても料金の低いほうに企業側は持っていく可能性もありますので。

藤井委員 家庭系が事業系の半分というのは他の都市も同様なのか。半分というのは、H20年に決めたわけですが何か根拠はありましたか。

高井廃棄物政策課長 県内の他の都市も概ね二分の一の計算になっています。それが主流だったと考えられます。家庭系に関しては、合併地区でも有料化してい

た所がありまして、その白根や新津の料金が大体そのくらいだったということで、そのままスライドという形にしました。

坂田委員 この、家庭系が事業系の二分の一という配分の見直しについては審議はないのですか。

菅原会長 諮問の中身としては現行の体系でどうであるかという諮問ですが、この審議の中で二分の一という価格設定について変えたほうが良いという議論があれば、そのような答申を出すことは可能です。処理全体の価格設定が3年経ったら見直しということですから。

坂田委員 家庭系は市民が随分頑張ってきてごみを減量してきたということの評価するならば、その割合を現在の実際の減り率で変えるというのも考え方としてあってもいいのではないかと思います。単純に二分の一ではなく市民の方たちのごみを減らす努力を評価して、もう少し家庭系の割合を減らすよう(安くするよう)考慮されてもいいのではないかと思います。

菅原会長 これは処理施設にごみを持ち込みしたときに料金を取るという話ですよ。そうすると有料指定袋との料金体系の関係も考える必要もあるわけですよ。事務局の原案で言うと持込 10kg 当り 60 円というのは通常の有料指定袋よりもどうなのでしょう。

高井廃棄物政策課長 だいぶ安いと思います。

菅原会長 持ち込めばそうだ(安い)ということ。量的にも圧倒的に事業系が多いわけですよ。

高井廃棄物政策課長 そうです。

熊田委員 ごみの焼却場に良く行く機会がありますが、ごみの搬入される様子を見てみると事業系のごみの料金は以前から比較すると豊栄地区は負担が増えてかなり高くなったと実感しています。家庭系のごみが持ち込まれるのを見てみると引越しや建て替えの時には、車でものすごい量が搬入されてきます。一般の市民の人たちが何でも捨てる、まだ使用できエコプラザに持っていけそうなもの、再利用できそうなものがどんどん持ち込まれているのが現状だと思います。ですから、料金的な面で家庭系のごみは逆に上げてもいいのかなと思っていました。安くすると減量制度を推進するには逆効果な気がします。ですから、現状維持で良いかなと思います。

菅原会長 先ほど事務局からの説明もありましたように、価格設定について高めに設定する場合には(新潟の場合は処理原価に等しいということでニュートラルですが)ごみを減量することに力点があり、低めに設定する場合は中小零細企業の負担を考えるとという側面があるということです。単に安くするのがいいのかどうか、ごみ減量の観点からするとどうなのか、坂田委員は努力に報いるというご意見でしたけれども、そのところをどう考えるかだと思います。

伊藤委員 資料 1-4 のグラフは搬入ごみ量の推移ということで家庭ごみの直接搬入と事業系一般廃棄物の量ということなのではないでしょうか。この量に対しての料金設定が今回の諮問と理解してよろしいですか。

泉環境部長 よろしいです。あくまでも今回の料金設定のあり方につきましては、

直接施設へ持っていくごみについてどういう値段設定にするのかということですので、指定袋有料制との均衡を保つという議論の視点はあると思いますが、直接これ（指定袋有料制）に関わる事ではありません。まずは直接施設に持ち込むごみの値段をどうするかということです。よって、このグラフは直接施設に持ち込まれたごみの地区別の割合になります。

伊藤委員 このグラフの家庭ごみと事業系ごみの割合というのは分からないのでしょうか。

高井廃棄物政策課長 これでは分からないのですが、だいたい家庭系が全体の6%で9割以上が事業系廃棄物ということになります。

泉環境部長 先ほど熊田委員がおっしゃったように、家庭系で持ち込まれる場合というのは処理場に近くて持ち込む事が通例になっているようなご家庭だとか、あるいは臨時的に引越されるような方ですとか、ごく一部の方が利用するのであって、一般的な家庭系のごみは基本的にステーションに捨てていただいているという状況です。

伊藤委員 家庭ごみのグラフ（資料1-2）は、あくまでもステーション回収のごみなのでしょうか。先ほどの持ち込みの6%分は入っているのでしょうか。

高井廃棄物政策課長 入っておりません。「ごみ」と「資源」の部分がステーション回収分で、「拠点・集団回収」というのは、拠点での回収や集団資源回収ということで別ルートとなっています。

泉環境部長 統計上、ステーション回収されたものは家庭系ごみとして区分して、許可・搬入ごみは家庭が若干含まれますが、多くの場合は事業系のごみですので別に統計処理をしております。したがって資料1-2、1-3はステーションごみの収集・処理を示していますので全く1-4とは統計上違うということです。

伊藤委員 今回の諮問に出ている家庭系廃棄物と事業系廃棄物の設定というのも家庭系の金額が安い方がいいとか、高い方がいいという意見がありましたが、全体的な影響から見ると6%ですからそんなに影響はしないというように考えてよろしいでしょうか。

泉環境部長 家庭系を10kg当り半額程度の60円とした場合にステーションとの均衡をどう考えるかという問題が次に出てきます。諮問には直接関係しないことですが、そのようなものの考え方をしていく必要も当然出てくると思います。

菅原会長 現行の制度ではそこまで押さえていたか私も記憶にないのですが、おそらくこれ（家庭系が事業系の半額程度ということ）は合併地区で従来やっていた制度だったということで、やはりステーションに出すということも考えたものだったと思います。ですから、この額を仮に変えたほうが良いのではないかということになりますと、その辺りも踏まえた議論が必要になってくると思います。現行通りとしても、現行のバランスでいいのかどうかということも議論の対象になるかと思えます。

泉環境部長 議論の本筋としてはあくまでも、94%が事業系の搬入物になりますので、新潟市の場合中小企業が中心ということ踏まえた時にどう考えるのか、

そこに付随して家庭系のごみ問題の均衡をどう考えるのかということかと思
います。

坂田委員 今回の料金設定の算式(資料2-1)ですが、ごみ処理経費というのはス
テーションに集めるごみと直接搬入のごみとの割合で分けて計算しているの
でしょうか。

高井廃棄物政策課長 ごみはだいぶ減っていますので、分母を減らして割り返すと
料金に跳ね返り結果が大きくなりますので、今回の計算上は分母の方を施設の
処理能力で計算しています。(処理能力と実処理量の)いずれか大きい方での
計算としていますので、今回は施設の処理能力で計算しています。

坂田委員 全体で(ステーションに集めるごみと直接搬入のごみを合わせて)計算
をして料金を出しているということでしょうか。

高井廃棄物政策課長 そうです。

藤井委員 今の指定袋の料金が袋ですから、重さでは換算できず直接比較できな
いと思いますが、袋の料金設定からするといくらくらいでしょうか。

佐藤廃棄物政策課長補佐 その点につきまして試算したものがああります。試算では、
指定袋を重量で換算すると10kg当り60円から少し下がるくらいの料金となっ
ています。これは比重0.16(kg/l)で計算しています。

菅原会長 結果的にコスト分を徴収している形になっているということですね。

佐藤廃棄物政策課長補佐 その通りです。

泉環境部長 当時は、若干それを下回るようでないとな納得できないという話があっ
て、少し下げたように記憶しています。

菊野委員 資料2-2で合併地区の処理量ですが、H17年度に比べH21年度は(焼却)
処理量が増えていますが、この処理量は処理能力の数字ですか。

高井廃棄物政策課長 能力の数値を入れてあります。白根の焼却場が16時間稼動か
ら24時間稼動に能力を上げましたので数値が増えている形になっています。

菊野委員 確認ですが、ごみの処理した量が増えたわけではないということですね。

高井廃棄物政策課長 そういうことです。

泉環境部長 補足しますと、24時間稼動はご承知のようにダイオキシン対策の関
係です。しょっちゅう稼動したり休んだりしますと、ダイオキシンが発生しま
すので、一般的にはどの都市の施設も24時間稼動になっています。

伊藤委員 先ほどの有料袋のことですが、最初の説明で持ち込みごみの60円は有
料袋より安い設定と聞いたような気がしますが、先ほどの説明ですと有料袋の
方が安いということでした。どちらなのでしょう。

佐藤廃棄物政策課補佐 試算では、有料袋の方が安いです。(実際は有料袋の方
が高く、第2回審議会で詳細を説明。)

伊藤委員 紙ごみ規制の話ですが、資料1-4に当初は新田と亀田で古紙搬入規制が
ありまして、私共の会社のある亀田地区では搬入前に結構チェックが入り、か
なり規制されたという活動が目に見えましたが、20年6月に全市に拡大された
時は、もう一ヶ所白根に工場があるのですが、あまり規制されたイメージがな
いのです。この会議でも事業者の説明をするという話があり、結局説明会はなか

ったのですが、そのような PR はないのですか。その工場の人もそんなに規制されているという意識があまりないみたいですが。

佐藤廃棄物政策課補佐 実はこの事業者向けの説明会につきましては、H20年3月から6月にかけて各地区を回って説明会を実施させていただきました。ご案内につきましては、商工会議所を通じて会員の方々にご案内させていただいた形です。白根の場合ですと、南区役所の会議室を借りまして説明させていただきました。

菅原会長 今の発言ですと、事業者側からするとH17年の時はちゃんとやっていたというようなのですが。

伊藤委員 事前チェックがあって、紙が入っていると持ち帰りなさいという指示があったのですが、H20年の時はそこまではなかったと思います。

佐藤廃棄物政策課長補佐 事前チェックというのが、実際にどこまで出来るかは施設によっていろいろ制約がありまして。まず、説明会においてはH20年2月に事業系ごみのリサイクルガイドライン(冊子)を作成、配布しながらご案内させていただきました。なるべく分別をして頂き、リサイクルできるものは市の焼却あるいは施設に搬入するのではなく、民間のリサイクル施設に持ち込むようお願いをいたしました。

新田、亀田で最近やったのは、古紙の搬入規制ということで展開検査を行いました。新田や亀田は投入口がスペース的に広いので、展開検査機を置いて中の物を展開し、古紙が多く入っている場合はお持ち帰りいただく指導を行いました。他の焼却場では(投入口が)狭く、その機械が置けないため目視で行っています。

泉環境部長 委員がおっしゃったように、それで公平性が保たれないことも考えられますので、今回の答申をいただいた段階でさらに古紙の搬入について事業所にご理解いただくように、こちらもPRしなければならぬ重要な問題だと思っております。

菅原会長 よろしいでしょうか。他にご意見は。

坂田委員 この料金設定の算式は、実際に処理能力と実際のごみ処理経費を割ったもので出していて、H17年に131円になったので130円にしました。持込をされた事業者さんは実費。但し、市民の方に関しては半分の値段で処理している。ステーションの方に出したものについても、市民は袋を買うことによって半額負担になっているという理解でよろしいですか。

高井廃棄物政策課長 有料袋については、1冊1円ということで計算しています。

泉環境部長 補足いたしますと、(1冊1円との)因果関係はないですが、結果として重量比で計算すれば家庭系の持込の手数料と同様に、半額弱、その程度の金額になっている、という理解はそれでよろしいと思います。

菅原会長 量る単位が違いますから。ただ、結果的に換算実績からいくとそういう関係になっているというのが先ほどの事務局の説明です。

松原委員 ごみ処理原価の中に不法投棄への対策費は入っていますか。

高井廃棄物政策課長 入っておりません。

泉環境部長 原価計算にどこまで経費を含めるかは、いろんな考え方があると思います。一般的には処理経費でみるべきで、啓発経費、不法投棄まで入れると高くなってしまいます。処理原価と言われたときは、政策的な経費と分けて考える必要があると思っています。不法投棄対策は政策的に大きく経費がかかってきますので、原価に含める経費としてはいかなものかなと思います。

松原委員 仮にこの中で比較すると、今どれくらいの割合ですか。

泉環境部長 22年度予算ベースで申しますと、不法投棄対策にも種類がありまして一般的に皆さんが新聞で見られるような高速道路の脇にTV等が散乱しているのも不法投棄ですし、その他にステーションに違反ごみが出てくる場合や最近新聞に二日ほど出ましたが資源の持ち去りという問題もございます。そんな経費を違反ごみ不法投棄対策としてひとつに括り、22年度予算ベースで6、600万円くらいを確保しておりますが、経費の中にはパトロール経費も含まれていまして民間に委託しながらやっております。

菅原会長 他にございますでしょうか。

質疑が今の段階でないようでしたら、本日の質疑はこれまでにしまして第二回目引き続き諮問内容の検討を行い答申につなげたい、今日資料をお持ち帰りいただいて考えを深めていただき、二回目に審議したいと思っております。よろしいでしょうか。それでは諮問内容の審議をこれで終了いたします。今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

佐藤廃棄物政策課補佐 事務局よりご連絡させていただきます。次回開催については、諮問の答申希望時期は10月末となっておりますので、10月29日金曜日午後2時からとさせていただきますと思っております。場所は同会場の第四委員会室で開催いたします。正式な出欠のご確認は、後日改めてお送りいたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、資料の一番最後に添付しております照会票について説明します。

この書類には、今回の審議会では時間の都合により発言できなかったことや、疑問に思ったこと、会議が終了した後に気付いたことなど、何でも結構ですので、この用紙にご記入いただければと思います。照会票にお書きいただいた事項は、次回審議会にて事務局よりご回答させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

菅原会長 それではこれをもちまして第一回清掃審議会を閉会いたします。